

様式第5号（第10条関係）

質疑は下記へ電子メール又はFAXで送信してください。

西海市役所 新産業推進課宛	電子メール	sangyou@city.saikai.lg.jp
	FAX	0959-23-3101

■質疑期間： 令和8年5月25日から 令和8年6月16日 17時まで

質 疑 書（回答書）

業務名称	地域資源とデジタルを活用した地方創生イノベーション推進事業		
2026年 6月16日		質疑者	
【質疑内容】 質問 1：一部再委託・協力体制の制限について（体制構築の確認） 本業務の執行にあたり、全体統括や事業推進は弊社が主導して行い、全国からの高度専門人材（プロ人材）の各案件へのマッチング及び伴走支援等を該当人材へ一部再委託、また、市内の現場における一緒に汗をかく実働推進や事業者等との日常的なリレーション構築の一部について、市内の地場事業者や関係機関へ一部再委託（または協力会社としてアライアンスを構築）する実施体制を想定しています。このような単独応募における一部再委託、あるいは外部協力体制の構築に制限事項はありますでしょうか。 質問 2：昨年度事業の成果物の取扱について（事業の連続性確認） 仕様書には「新たな産業の創出」「ソフトウェア開発等の多様な事業展開、スタートアップ支援を推進」とありますが、昨年度（令和7年度）に本事業等で生まれたプロダクトの種や起業家コミュニティの芽（プロトタイプ等）をベースに、今年度はそれを全国展開・外貨獲得ハスケールアップさせる（1→100の第二フェーズのような）案件形成・伴走支援の提案も含めてよろしいでしょうか。それとも、完全に新規の事業者・プロダクトのみを対象とすることを想定されていますでしょうか。 質問 3：支援事業者の選定プロセスについて 仕様書「4(3)個別伴走支援」における支援対象事業者の選定について、選定の基準や選考プロセス（例：書類選考だけでなく、受託者の知見を活かした経営者の本気度や変革意欲を測る面談選考の導入など）について、受託者のノウハウに基づいた企画・設計・提案を行うことは可能でしょうか。あるいは、貴市側で既に固定された選定基準や対象リストが存在しますでしょうか。 質問 4：市内既存補助金との連動性について 仕様書「4(4)導入・実装支援」に関連し、本事業を通じて開発・ブラッシュアップされたデジタルサービスを市内の一次産業事業者等へ社会実装（本導入）する際、市が既存で実施している「西海市ソフトウェア導入費補助金」等の関連施策と、本事業の伴走プロセスを密に連携（例：導入提案と補助金申請書類の作成サポートを一体的に行うなど）させることは可能でしょうか。今年度における当該補助金の執行スケジュールや、本事業との連携の余地について可能な範囲			

でご教示ください。

質問 5：開発プロダクトの「市外・県外への外販支援」の許容について（成果目標の確認）

仕様書「1 目的」にある「新たな産業の創出と若者の域外流出を防ぎ、持続可能な地域社会を実現する」について、本事業の伴走支援を通じて開発されたデジタルサービスやソフトウェアを、西海市内での利用に留めず、市外・県外の同業他社等へ広く外販（商用パッケージ化）して「外貨を獲得するスタートアップ」へと育成する販路開拓・マーケティング支援業務を提案に含めることは可能でしょうか。また、そうした広域展開を見据えた提案は評価の対象となりますでしょうか。

質問 6：中間成果に応じた伴走リソースの「傾斜配分」の可否

仕様書「4(3)個別伴走支援」の実施にあたり、複数の支援対象プロジェクトに対して一律一律のリソース（プロ人材の稼働時間等）を配分するのではなく、事業中盤（例：11 月頃）に中間審査（ゲート）を設け、プロトタイプの完成度や現場での実証実験の進捗・熱量（KPI 達成度）に応じて、後半の伴走リソースを成果連動型で「傾斜配分（選択と集中）」する予算配分を提案することは可能でしょうか。または、採択された支援者を画一的に平等に支援する方が望ましいでしょうか。投資対効果を最大化する観点からの独自提案として認められるか確認させてください。

質問 7：江島沖洋上風力発電および造船関連企業との連携について

仕様書「4(1)地域資源及びニーズの把握」において、カッコ書きで明記されている「再生可能エネルギーを含む。」という点について質問です。現在貴市で推進されている「江島沖洋上風力発電事業」の関連企業や、地場の基幹産業である造船関連企業が抱えるデータ管理・DX 等のニーズを抽出し、市内の IT スタートアップ等がそこに提案をできるような案件形成を一部想定しています。本業務の受託後、これらの再エネ・造船関連企業へのヒアリングやマッチングを行う際、新産業推進課様からご紹介やアプローチのご協力をいただくことは可能でしょうか。

質問 8：個別伴走支援の対象となる事業者の属性およびターゲット層について（対象の確認）

仕様書「4(3)個別伴走支援」における支援対象事業者について質問です。本事業で伴走支援を行う対象（チャレンジャー）の属性として、①市内の個人起業家・起業家予備軍、②既に活動している IT スタートアップ、③業歴があり第二創業や新分野展開（DX・再エネシフト等）を目指す地場の中小企業、等はすべて対象に含まれるという認識でよろしいでしょうか。また、市として特に重点を置きたい、あるいは好ましいと考える対象（例：「市外・首都圏から西海市へ誘致・移住して起業するスタートアップ」を優遇したい等）の意向がございましたら、提案の最適化のためご教示ください。

質問 9：起業家・スタートアップの「誘致・企業誘致施策」の提案要否について（業務範囲の確認）

質問 8 に関連し、市外からの起業家誘致や関係人口の創出を見据える場合、本事業の提案内容として、既に市内に所在する地場事業者を伴走するだけでなく、「市外から西海市への起業家・スタートアップの呼び込み（誘致プロモーションや移住起業支援スキーム等）」に関する施策やアイデアについても、提案書内に盛り込むことが望ましい（または評価の対象となる）でしょうか。それともあくまでも現在、市内に所在する事業者のみを想定する方が望ましいでしょうか。

質問 10：開発プロダクトの「最適な受益者（エンドユーザー）」の想定について（ゴールの確認）

仕様書「4(4)導入・実装支援」に基づき、伴走支援によってブラッシュアップ・開発されたサービスやシステムについて質問です。貴市として、これらのデジタルツールが最終的に「市内のどのような事業者（例：高齢化や担い手不足に悩むみかん農家、漁協・水産加工業者、雪浦地区等の分散型観光事業者、あるいは大島造船所のサプライチェーン企業等）」に活用され、生産性向上や経営改善に寄与することをベスト（最終ゴールイメージ）と考えていらっしゃるのでしょうか。

2026年 6月18日

担当部課 企画部 新産業推進課

【回答内容】

質問 1：一部再委託・協力体制の制限について（体制構築の確認）

本業務を適切かつ効果的に履行できる範囲において、一部再委託や外部協力体制（アライアンス）の構築は可能です。ただし、本業務の根幹（全体統括、進捗管理、全体の事業推進等）となる主たる部分を一括して再委託することは認められません。また、業務の一部を再委託する場合は、事前に本市の承認を得る必要があります。

なお、再委託先や協力会社の業務履行に関わる最終的な責任は、すべて受託者が負うものとします。

質問 2：昨年度事業の成果物の取扱いについて（事業の連続性確認）

昨年度の成果を完全新規に限定するものではありません。昨年度に生まれたプロダクトの種や起業家コミュニティの芽などを活かし、今年度さらにスケールアップを図る提案も可能です。

ただし、仕様書「8(6)著作権」に規定の通り、第三者が作成・開発したソフトウェア、システム、ノウハウ等に係る権利は当該権利者に帰属しており、本市から受託者へこれらの情報を直接提供することはできません。本市から提供可能な情報は、昨年度の「対象事業者名」「補助実績」「事業概要」に限られます。これらを踏まえ、今年度の事業目的に合致し、委託期間内で適切な成果が見込める支援内容をご提案ください。

質問 3：支援事業者の選定プロセスについて

現時点で、本市が固定的な対象リストや詳細な選定基準を定めているものではありません。そのため、提案者の知見やノウハウを活かした選考プロセス（面談選考の導入など）に関する企画・設計のご提案は可能です。

ただし、公平性・透明性を確保するため、最終的な選定基準やプロセスについては、受託後に本市と協議の上で決定するものとします。

質問 4：市内既存補助金との連動性について

「西海市ソフトウェア導入費補助金」をはじめとする本市の関連施策との連携や、それを意識した伴走プロセスのご提案は可能です。

ただし、当該補助金の活用にあたっては、制度に基づく審査や所定の手続きが別途必要となります。また、連携して実施する場合、本委託業務の期間内（令和9年3月31日まで）に導入が完了する計画であることが条件となります。詳細な調整や手続きについては、受託後に別途協議の上で決定します。

質問 5：開発プロダクトの「市外・県外への外販支援」の許容について（成果目標の確認）

市外・県外への広域展開（外販やパッケージ化）を見据えた提案も可能です。事業化や

域外からの収益獲得の視点は、新たな産業創出という本事業の目的に合致し得るものと考えます。

ただし、本事業の出発点は「西海市内の地域課題の解決」や「市内地域資源の活用」である必要があります。この前提を満たした上での広域展開ステップについては、提案内容に応じて評価します。

質問 6：中間成果に応じた伴走リソースの「傾斜配分」の可否

一律の支援に限定するものではないため、中間評価（ゲート）を設けて進捗や熱量に応じたリソースの傾斜配分（選択と集中）を行う進め方は提案可能です。

ただし、配分方法や評価の基準に客観的な合理性・公平性があること、および状況に応じて柔軟に本市と協議・調整を行える内容であることを前提とします。

質問 7：江島沖洋上風力発電および造船関連企業との連携について

江島沖洋上風力発電事業の関連企業や、地場の基幹産業である造船関連企業を対象としたニーズ把握やマッチングの方向性は、本事業の趣旨に沿うものです。受託後、これらの企業へアプローチするに当たり、本市としても可能な範囲で協力・調整に努めます。

ただし、相手方企業の意向や関係性等もあるため、全ての紹介やアプローチを保証するものではありません。具体的な対応は、受託後に協議の上で決定します。

質問 8：個別伴走支援の対象となる事業者の属性およびターゲット層について（対象の確認）

ご質問に挙げられている①個人の起業家・予備軍、②IT スタートアップ、③第二創業や新分野展開を目指す地場中小企業は、いずれも対象となり得ます。特定の類型のみを限定するものではありません。本市としては、属性の差異よりも「地域課題の解決に資するか」「地域資源を活用しているか」「事業化の可能性（継続性・波及効果）が高いか」といった観点を総合的に評価します。

質問 9：起業家・スタートアップの「誘致・企業誘致施策」の提案要否について（業務範囲の確認）

提案書内に市外からの起業家・スタートアップ呼び込み（誘致プロモーションや移住起業支援等）に関するアイデアを盛り込むことは可能です。

ただし、本業務の主軸は「地域課題の整理」「案件形成」「伴走支援」「導入・実装支援」です。必須項目ではないため、これら主要業務の範囲やリソースを圧迫しない範囲での提案としてください。

質問 10：開発プロダクトの「ベストな受益者（エンドユーザー）」の想定について（ゴールの確認）

特定の業種や事業者をあらかじめ限定するものではありません。農林水産業、観光業、商工業など、地域産業全般における担い手不足の解消や生産性向上、経営改善などの課題解決に資する活用を広く想定しています。広く市内事業者の課題解決につながる導入イメージをご提案ください。

- 注意
- 1 質疑は、この質疑書により行い、電話、面会による質疑はしないこと。
 - 2 質疑に対する回答は、西海市ウェブサイト又はFAX等により回答します。